

公益財団法人理容師美容師試験研修センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人理容師美容師試験研修センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、理容師・美容師の試験事務及び登録事務並びに管理理容師・管理美容師の養成、理容師・美容師の資質の向上を図るための調査研究等を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 理容師・美容師の試験の実施に関する事務
- 二 理容師・美容師の登録の実施等に関する事務
- 三 管理理容師又は管理美容師になろうとする者に対して行う都道府県知事が指定する講習会（以下「指定講習会」という。）の企画及び実施
- 四 理容師・美容師の資質の向上に関する調査研究
- 五 理容師・美容師の試験及び指定講習会に関する出版物の刊行その他情報の提供
- 六 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第2章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第172条第2項に規定するこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で決議した財産とする。
- 3 その他の財産は、前項以外の財産とする。

（財産の管理・運用）

第6条 この法人の財産の管理及び運用は、理事会の決議により理事長が行うものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分若しくは担保に供する場合又は基本財産から除外する場合には、評議員会の決議を得なければならない。

（事業計画及び予算）

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）は、理事長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 毎事業年度の開始後、第1項の事業計画書及び収支予算書等を変更する場合、理事長は変更後の事業計画書及び収支予算書等を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

（事業報告及び決算）

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、第3号から第7号までの書類については会計監査人及び監事の、第1号及び第2号の書類については監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

- 一 事業報告書
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録
- 七 キャッシュ・フロー計算書

- 2 前項各号の書類については、毎事業年度の終了後3か月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定等)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第10条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときは、理事会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計原則)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第13条 この法人に、評議員18名以上22名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員選任委員会において行う。

2 評議員は、この法人の理事若しくは監事又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(権限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第22条第2項に規定する事項の議決に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としてその職務を行わなければならない。

(評議員に対する報酬等)

第17条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給する。

2 前項の報酬は日額とし、その職務を執行した日数に応じてその職務を執行した日に現金で支給する。ただし、本人が希望した場合は、職務を執行した日の翌日から7日以内に指定する金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

3 前項の日額は、一般職の職員の給与に関する法律に基づく行政職俸給表(一)の次の各号の俸給月額を21で除した額とし、これに百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 一 評議員会議長 9級20号俸
- 二 評議員会議長代理 9級10号俸
- 三 それ以外の評議員 9級1号俸

4 評議員がその職務の執行に必要とする交通費等は、旅費規程により別途支給する。

第2節 評議員選任委員会

(構成)

第18条 評議員選任委員会は、委員5名以上6名以内をもって構成する。

2 委員は、理事会において選任し、次のいずれにも該当しない者をもって充てる。

- 一 この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
- 二 過去に前号に規定する者となったことがある者
- 三 前各号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者を含む。）

(決議)

第19条 評議員選任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(評議員の推薦)

第20条 理事長は、評議員選任委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項を説明しなければならない。

- 一 候補者の氏名及び経歴
- 二 当該候補者を候補者とした理由
- 三 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- 四 当該候補者の兼職状況

(評議員選任委員会運営規則)

第21条 評議員選任委員会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める評議員選任委員会運営規則による。

第3節 評議員会

(構成及び権限)

第22条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- 一 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任

- 二 理事及び監事の報酬等の額
 - 三 定款の変更
 - 四 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - 五 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - 六 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - 七 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定める事項
- 3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第24条第4項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第23条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第24条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - 一 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - 二 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合
- 4 理事長（前項の規定に基づき評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及び一般法人法施行規則で定める事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 5 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。
- 6 前2項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会に議長を置き、評議員の互選により選任する。

2 議長は、会務を掌理し、評議員会を代表する。

3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ議長が指名する評議員がその職務を代理する。

(定足数)

第26条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第27条 評議員会の決議は、一般法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略等)

第28条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第30条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2名が、これに署名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第31条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第32条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 5名以上8名以内
- 二 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を副理事長とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって、一般法人法第197条で準用する同法第91条第1項第1号の代表理事とする。

(選任等)

第33条 理事及び監事は、評議員会の決議によって各々選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第34条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

- 2 代表理事はこの法人を代表し、その職務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- 二 この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること
- 三 理事会及び定時評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること
- 四 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会及び評議員会に報告すること
- 五 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が理事長から発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- 六 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること
- 七 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- 八 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第36条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第32条第1項に定める役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としてその職務を行わなければならない。

(解任)

第37条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(報酬等)

第38条 理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 第1項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員報酬規程及び役員退職手当支給規程による。

(取引の制限)

第39条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 一 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - 二 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - 三 この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第40条 この法人は、理事、監事又は会計監査人の一般法人法第198条において準

用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部理事、外部監事又は会計監査人との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 会計監査人

(会計監査人)

第41条 この法人に、会計監査人を置く。

(選任等)

第42条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 会計監査人は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

3 会計監査人に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(会計監査人の職務及び権限)

第43条 会計監査人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の計算書類等の監査をし、法令で定めるところにより会計監査報告を作成すること
- 二 理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく監事に報告すること
- 三 財産目録及びキャッシュ・フロー計算書その他法令で定める書類を監査すること
- 四 その他会計監査人に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、その定時評議員会において再任されたものとみなす。

(解任)

第45条 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったと認められるとき
- 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

2 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、理事長が監事全員の同意を得、かつ理事会の決議を経て定める。

第3節 理事会

(構成)

第47条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第48条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長及び副理事長の選定及び解職

(種類及び開催)

第49条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

一 理事長が必要と認めたとき

二 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が理事長から発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

四 第35条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第50条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は理事が、同項第4号後段による場合は監事が、理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第51条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第52条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第53条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第54条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第55条 理事若しくは監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第34条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第56条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長、副理事長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第57条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第58条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

3 公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

(合併等)

第59条 この法人は、評議員会の決議により、他の一般社団法人又は一般財団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。ただし、他の一般社団法人又は一般財団法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止にあつては、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議によらなければならない。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(解散)

第60条 この法人は、一般法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第61条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1か月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第62条 この法人が解散等により清算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第6章 公告の方法

(公告の方法)

第63条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第7章 委員会及び事務局

(委員会)

第64条 この法人に、専門事項を調査審議するため、委員会を置くことができる。

(事務局)

第65条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する重要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第66条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

一 定款

二 理事、監事及び評議員の名簿

三 理事会及び評議員会並びに評議員選任委員会の議事に関する書類

四 財産目録

五 役員報酬規程及び役員退職手当支給規程

六 事業計画書及び収支予算書等

七 事業報告書及び計算書類等

八 監査報告書及び会計監査報告書

九 その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(情報公開及び個人情報の保護)

第67条 この法人は、その活動状況、運営内容、財務資料等の適切な情報開示に努め

るとともに、業務上知り得た個人情報の適正な保護に努めるものとする。

第8章 補 則

(委任)

第68条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行し、財団法人理容師美容師試験研修センター寄附行為（平成2年4月2日）は、その前日をもって廃止する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第11条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、別表役員等名簿記載のとおりとする。
- 4 この法人の最初の代表理事は、小早川隆敏及び西島正弘、会計監査人は長田信也とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、別表役員等名簿に掲げる者とする。

別表 役員等名簿（附則第3項及び第5項関係）

区 分	氏 名
理 事	大 森 利 夫
理 事	小早川 隆 敏
理 事	坂 元 昇
理 事	鈴 木 正 壽
理 事	並 木 能 子
理 事	西 島 正 弘
理 事	吉 井 眞 人
監 事	高 橋 元 彰
監 事	長 原 紀 子
評 議 員	池 上 良 一
評 議 員	井手口 宥 公
評 議 員	大 井 孝
評 議 員	小 河 孝 則
評 議 員	長 見 萬里野
評 議 員	小 澤 壯 六
評 議 員	北 義 一
評 議 員	古 賀 政 利
評 議 員	小宮山 健 彦
評 議 員	佐 多 徹太郎
評 議 員	下 田 智 久
評 議 員	谷 本 穎 昭
評 議 員	辻 精一郎
評 議 員	徳 永 信
評 議 員	中 谷 進
評 議 員	中 野 竹 治
評 議 員	藤 原 國 明
評 議 員	丸 田 和 生
評 議 員	山 形 正 喜
評 議 員	山 本 幸 助

